

2020年4月9日
株式会社プライムポリマー

【続報】在宅勤務延長について

株式会社プライムポリマー（本社：東京都港区、社長：藤本 健介）は、今般の新型コロナウイルスの感染リスク低減、感染拡大・集団感染の防止の目的で、4月7日付で日本政府から緊急事態宣言が発令されたことを受け、下記の社内対応の徹底を行います。

記

1. 対 象 緊急事態宣言で対象とされた7都府県に所在する事業所（本社、支店、工場、研究所）勤務者（派遣社員含む） *1
2. 期 間 2020年4月8日（水）から5月6日（水）まで（緊急事態宣言が発令中の期間）
3. 対 応 国内全ての事業所（本社、支店、工場、研究所）の在勤者は、交替勤務職場を除き、原則テレワークとする。特に、本緊急事態宣言の趣旨に則り、対象の7都府県に所在する在勤者が出勤する場合は、上司が自職場の機能維持に必須と判断した場合のみに限定する。
4. その他 既に実施中の国内外出張禁止、業務関連の懇親会・会食の禁止などの対策は継続する。各事業所への電話によるお問い合わせに関しては、テレワークおよび出勤状況により、繋がりにくい場合があることご了承下さい。

*1 愛知県下は緊急事態宣言が発令されていないが、上記方針に則り名古屋支店も対象とする。

以 上